

○ 森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成二十年三月三十一日農林水産省令第二十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） 第四条 第一種林道事業を実施しようとする者は、第一種林道事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うために必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種林道事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種林道事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一 （略） 二 地域特性に関する情報 イ 自然的状況 (1) (6) （略） (7) 一般環境中の放射性物質の状況 (8) （略） ロ （略） 2 （略）	（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） 第四条 第一種林道事業を実施しようとする者は、第一種林道事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うために必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種林道事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種林道事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一 （略） 二 地域特性に関する情報 イ 自然的状況 (1) (6) （略） (7) （略） ロ （略） 2 （略）

(計画段階配慮事項の選定)

第五条 (略)

2 (略)

3 第一項の検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号及び第五号に掲げるものを除く。)

イハ (略)

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号及び第五号に掲げるものを除く。)

イハ (略)

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号及び第五号に掲げるものを除く。)

イロ (略)

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。)

イロ (略)

五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

放射線の量

4・5 (略)

(計画段階配慮事項の選定)

第五条 (略)

2 (略)

3 第一項の検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号に掲げるものを除く。)

イハ (略)

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号に掲げるものを除く。)

イハ (略)

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。)

イロ (略)

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イロ (略)

4・5 (略)

(計画段階配慮事項についての調査、予測及び評価の手法)

第六条 第一種林道事業に係る計画段階配慮事項についての調査、予測及び評価の手法は、第一種林道事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、区域等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

一～六 (略)

七 前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項については、

放射線の量の変化を把握できること。

(関係地方公共団体からの意見聴取の方法)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、第一項の一般の意見の概要及び当該意見に対する第一種林道事業を実施しようとする者の見解を記載した書類がある場合には、当該書類に記載された意見及び見解に配意するよう努めるものとする。

5・6 (略)

(環境影響評価の項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)

第二十条 事業者は、対象林道事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を行うために必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象林道事業の内容(以下「事業特

(計画段階配慮事項についての調査、予測及び評価の手法)

第六条 第一種林道事業に係る計画段階配慮事項についての調査、予測及び評価の手法は、第一種林道事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、区域等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

一～六 (略)

(関係地方公共団体からの意見聴取の方法)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、第一項の一般の意見の概要及び当該意見に対する第一種林道事業を実施しようとする者の見解を記載した書類がある場合には、当該書類に記載された意見に配意するよう努めるものとする。

5・6 (略)

(環境影響評価の項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)

第二十条 事業者は、対象林道事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を行うために必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象林道事業の内容(以下「事業特

性」という。）並びに対象林道事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一 （略）

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

(1) (6) (略)

(7) | 一般環境中の放射性物質の状況

(8) (略)

ロ (略)

2・3 (略)

（環境影響評価の項目の選定）

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）。

イハ (略)

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号及び第五号に掲げるもの

性」という。）並びに対象林道事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一 （略）

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

(1) (6) (略)

(7) |

ロ (略)

2・3 (略)

（環境影響評価の項目の選定）

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。）。

イハ (略)

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。）。

を除く。）

イゝハ (略)

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号及び第五号に掲げるものを除く。）

イ・ロ (略)

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。）

イ・ロ (略)

五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

放射線の量

5ゝ8 (略)

（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）

第二十二条 対象林道事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十七条までに定めるところにより選定するものとする。

一ゝ六 (略)

七 前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

2 (略)

イゝハ (略)

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。）

イ・ロ (略)

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イ・ロ (略)

5ゝ8 (略)

（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）

第二十二条 対象林道事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十七条までに定めるところにより選定するものとする。

一ゝ六 (略)

2 (略)

別表第一 参考項目（第二十一条関係）

環境要素の区分											
影響要因の区分											
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				水環境		水質		その他		土砂に よる水 の濁り	
				動物		地形及 び地質		重要な 地形及 び地質			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				植物				重要な 地形及 び地質		重要な 地形及 び地質	
				生態系				生態系		生態系	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				景観				主要な眺望点及び 景観資源		主要な眺望点及び 景観資源	
				人と自然との触れ合いの活動の場		動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	
環境への負荷の量の放射線				温室効果ガス等		炭素		二酸化炭素		放射線	
一般環境中の放射性物質について				予測及び評価されるべき環境要素		予測及び評価されるべき環境要素		予測及び評価されるべき環境要素		予測及び評価されるべき環境要素	

別表第一 参考項目（第二十一条関係）

環境要素の区分											
影響要因の区分											
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				水環境		水質		その他		土砂に よる水 の濁り	
				動物		地形及 び地質		重要な 地形及 び地質			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				植物				重要な 地形及 び地質		重要な 地形及 び地質	
				生態系				生態系		生態系	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				景観				主要な眺望点及び 景観資源		主要な眺望点及び 景観資源	
				人と自然との触れ合いの活動の場		動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	
環境への負荷を用いて予測及び評価されるべき環境要素				温室効果ガス等		炭素		二酸化炭素		放射線	

工事の 実施	造成等の 工事によ る一時的 な影響	工事用機 械の稼働 等	林道の 事業の立 存在及 地及び林 道の存在 自動車の 走行	自動車の 走行	備考
	○				一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。 二七七 (略) 八 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
			○		
		○	○	○	
			○		
			○		
			○		
			○		
		○			
	○ ※				

工事の 実施	造成等の 工事によ る一時的 な影響	工事用機 械の稼働 等	林道の 事業の立 存在及 地及び林 道の存在 自動車の 走行	自動車の 走行	備考
	○				一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあることを示す。 二七七 (略)
			○		
		○	○	○	
			○		
			○		
			○		
			○		
		○			

別表第二 参考手法（第二十三条関係）

参考項目			
環境要素の区分	影響要因の区分	参考手法	
(略)	(略)	調査の手法	予測の手法
二酸化炭素	(略)	(略)	(略)
放射線の量	造成等の工事による一時的な影響	一 調査すべき情報 イ 放射線の量の状況 ロ 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 ハ 気象の状況 ニ 土質の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量については、環境基本法第十六条第一項の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法に用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象林道事業実施区域及	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りの発生に伴う放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りの発生に伴う放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 工事に伴う土砂による水の濁りの発生に伴う放射線

別表第二 参考手法（第二十三条関係）

参考項目			
環境要素の区分	影響要因の区分	参考手法	
(略)	(略)	調査の手法	予測の手法
二酸化炭素	(略)	(略)	(略)
備考			
一～五 (略)			

備考 一五 (略) 六 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。	
	四 調査地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りの発生に伴う放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 五 調査期間等 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りの発生に伴う放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 に係る環境影響が最大となる時期